

こうち森林バンク事業実施要領

(趣旨)

第1条 高知県再造林推進会議（以下「会議」という。）は、林地等（土地及び地上権）の所有権の移転を希望する森林所有者からの情報を集約し、将来的な人工林資源の確保に向け伐採後に再造林を行う意思を持った森林経営を実施する民間事業者などへの所有権の移転を促進するこうち森林バンク事業（以下「森林バンク」という。）を実施するために必要な内容を以下に定める。

(目的)

第2条 森林バンクを活用し、森林経営を実施する民間事業者などによる森林の所有規模の拡大を促進し、林業経営の基盤を強化することにより、適切な森林整備と確実な再造林の推進を目的とする。

(森林情報の登録)

第3条 林地等の所有権移転を希望する森林所有者等は、森林バンク情報登録届出書兼同意書（別記第1号様式）を会議に提出するものとする。

なお、森林経営管理制度における意向調査を実施する市町村においては、森林バンク情報登録届出書（別記第2号様式）により森林バンクの登録に関する取りまとめを行い会議に提出することができる。

- 2 会議は、前項の規定による登録の届出があったときは、その内容等を確認し、毎月1日に森林バンクに登録するものとする。
- 3 森林バンクに登録できる情報は、次の各号の全てに該当すること。
 - (1) 届出を行うものと登記名義が同一であること（同一の者となる見込みがある場合を含む）
 - (2) 所有権を有する者以外の他者による抵当権及び地上権等が設定されていないこと
 - (3) 境界が確定していること（地籍調査による境界の確定又は隣接する森林所有者と境界の確認が取れていること）
 - (4) 過去に補助を受けたことにより、伐採等に制限がある場合は、該当する補助事業における制限を承継すること
- 4 森林バンクに登録した情報は、会議の責によらず他の用途への利用や悪用された場合には、その一切の責任を負わない。

(森林情報の変更登録及び削除)

第4条 前条第2項により森林バンクに情報登録された森林所有者（以下「森林情報登録者」という。）は、登録内容に変更又は登録削除の必要が生じたときは、速やかに森林バンク

変更等届出書(別記第3号様式)を会議に提出するものとする。

- 2 森林情報登録者は、虚偽の申請及びこの要領の規定に違反した場合は、会議において登録内容を削除することができる。

(森林バンクの利用登録)

第5条 森林バンクを利用する事業者は、県内に事業所を有する会議の会員であり次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 高知県民間事業者の公募及び公表実施要領第3の2の(1)の「法第36条事業者」又は(2)の「法第44条事業者」

(2) 会議で実施する高知県再造林支援基金の協力金を拠出する事業者

- 2 森林バンクの利用登録に当たっては、森林バンク利用登録申請書(別記第4号様式)及び誓約書(別記第5号様式)を会議に提出するものとする。
- 3 会議は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し要件を満たすと認められる場合に登録するものとする。
- 4 会議は、前項の規定により登録された事業者(以下、「利用登録者」という。)に対して森林バンク登録通知書(別記第6号様式)及び森林バンクの閲覧方法等を記載した書類を通知するものとする。

(森林バンクの利用登録の変更等)

第6条 利用登録者の登録内容に変更があったとき、または利用を中止するときは、速やかに森林バンク利用登録変更等届出書(別記第7号様式)を会議に提出するものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、利用登録者による森林バンクの目的外使用や当該要領の規定に違反した場合等は、会議において利用登録を削除し違反した者を公表することができるものとする。

(情報提供等)

第7条 利用登録者が、森林バンクを閲覧し森林の取得を希望する場合は、森林所有者紹介申込書(別記第8号様式)を会議に提出するものとする。

- 2 前項により利用登録者から森林所有者紹介申込書の提出があった場合は、利用登録者に情報提供を行うものとする。ただし、会議は、森林情報登録者と利用登録者の双方が行う所有権移転に関する交渉及び契約については、直接関与しないものとする。
- 3 利用登録者は、森林情報登録者に所有権移転に関する同意又は不同意の意思を確認次第、実施報告書(別記第9号様式)を会議に提出するものとする。
- 4 同条第2項の情報提供は、その森林の有する市町村に事業所を有する利用登録者を優先するものとし、その他地域の利用登録者は、第3条第2項による情報の登録日から3ヶ月経過した後に申込書の提出を行うことができるものとする。

(書類の提出)

第8条 森林バンクに関する書類の提出は、事業の運営を行う会議事務局に提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 取得した個人情報は、利用登録者から森林所有者紹介申込書の提出があった際に利用登録者に提供することとする。

2 前項以外の目的で他者に個人情報の提供は行わないものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会議において別に定める。

附則 この要領は、令和8年6月9日から施行する。

参考 (様式一覧)

内容	条項	様式名
森林情報の登録	第3条 第1号様式	森林バンク情報登録届出書兼同意書
森林情報の登録	第3条 第2号様式	森林バンク情報登録届出書
森林情報の変更登録及び削除	第4条 第3号様式	森林バンク情報変更等届出書
森林バンクの利用登録	第5条 第4号様式	森林バンク利用登録申請書
森林バンクの利用登録	第5条 第5号様式	誓約書
森林バンクの利用登録通知	第5条 第6号様式	森林バンク利用登録通知書
森林バンクの利用登録の変更等	第6条 第7号様式	森林バンク利用登録変更等届出書
森林バンクの紹介申込	第7条 第8号様式	森林所有者紹介申込書
森林バンクの実施報告	第7条 第9号様式	実施報告書